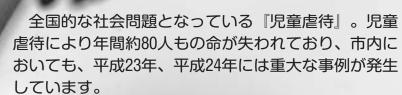
地域で見守る子どもたちの突顔

~11月は児童虐待防止推進月間です~

子育てグループ (登別市子ども相談室) ☎ 85 6 6 7 7 ▶問い合わせ



未来を担う子どもたちが笑顔で暮らすためには皆さ んの協力が必要です。

> 目の前で行われる両親間の暴力 の拡大、家庭において子どもの 関係機関の体制強化や立入調査 を行い、市・児童相談所などの

類があります。

子どもを守り、育てるはずの

児童虐待としつけの違い

の遅れや情緒不安定の症状が現

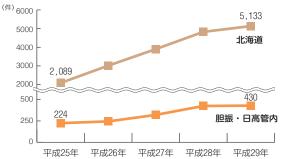
重大な影響を与える行為のこと 子どもの心身の健やかな成長に や親に代わって養育する者)が 『児童虐待』は、保護者 『身体的虐待』、 「ネグレクト 『心理的虐待』 (保護の怠 『性的虐 の4種 親

将来にまで深刻な影響を与えま れることがあります。 うことがあるなど、児童虐待は 分の子どもに虐待を行ってしま たり、自身が親になってから自 自殺願望や薬物依存に結びつい また、成長するにしたがって

ちません。 する対応件数は、平成26年度の もの命が失われる事例は後を絶 対応がとられていますが、子ど 童虐待として位置づけるなどの (面前DV)などについても児 市が行った児童虐待などに関

問題となっています。 ころで実際に起きている深刻な の対応を行っており、 るものの、 39件をピークに減少が続いてい 平成29年度には23件 身近なと

は 子どもの心や体を傷つける行為 保護者にとって愛情に根ざした る力を付けるための行為であり、 も自身に行動をコントロールす 『しつけ』のつもりであっても、 虐待を受けた子どもは、発達 『虐待』です。 『しつけ』は、 道内と胆振・日高管内の児童虐待相談対応件数



年に施行された『児童虐待の防 止等に関する法律』の改正など

10